

平成 29 年度坂井市人事行政の運営等の状況

坂井市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 18 年条例第 23 号）第 2 条の規定に基づき、平成 29 年度の人事行政の運営等の状況について次のとおり公表します。

※一部、平成 30 年 4 月 1 日現在の状況を公表しています。

第 1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況（平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日）

競争試験採用					
職 種	申込者数	受験者数	合格者数	倍率	採用者数
事 務	208 人	158 人	21 人	7.5	21 人
土 木	15 人	13 人	0 人	—	0 人
保 健 師	5 人	5 人	2 人	2.5	2 人
社会福祉士	4 人	4 人	1 人	4.0	1 人
栄 養 士	13 人	10 人	1 人	10.0	1 人
学 芸 員	26 人	17 人	2 人	8.5	2 人
保 育 士	25 人	23 人	10 人	2.3	10 人

(2) 職員の退職の状況（平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日）

退職事由	定年退職	勸奨退職	普通退職	その 他	合 計
人 数	28 人	2 人	4 人	0 人	34 人

(3) 職員数の状況

① 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年 4 月 1 日現在）

区 分		職員数(人)		対前年 増減数	主な増減理由
		平成 29 年	平成 30 年		
一 般 行 政 部 門	議 会	7	6	△1	人事異動に伴う職員減
	総 務	181	179	△2	職員課付保育士育休者の異動による減
	税 務	38	41	3	新採用配置に伴う職員増
	民 生	230	242	12	職員課付育休保育士の復帰
	衛 生	34	37	3	新採用配置異動者に伴う職員増
	労 働	1	1	0	
	農林水産	32	34	2	新採用配置異動者に伴う職員増
	商 工	12	13	1	新採用配置異動者に伴う職員増
	土 木	26	22	△4	県（新幹線用地事務所）職員引上げ
	小 計	561	575	14	
特 行 部 別 政 門	教 育	128	125	△3	幼稚園担当業務の減
	小 計	128	125	△3	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	101	106	5	医療技術職・一般事務職スタッフの充実による増
	水 道	8	8	0	
	下 水 道	8	8	0	
	そ の 他	12	13	1	新採用配置に伴う職員増
	小 計	129	135	6	
合 計		818 〔1,070〕	835 〔1,070〕	17	

※ 1. 職員数は、一般職に属する職員数(教育長含む)で、総務省の地方公共団体定員管理調査報告値です。

2. [] 内は、条例に定める定数の合計です。

② 職員数の推移（各年4月1日現在）

会 計	部 門	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年
普 通 会 計	一 般 行 政	576	564	554	547	581	556	561	575
	保 育 士	178	177	174	174	178	173	179	176
	上 記 以 外	398	387	380	373	403	383	382	399
	教 育	155	152	152	146	120	137	128	125
	幼 稚 園 教 諭	31	27	27	23	12	19	14	10
	上 記 以 外	124	125	125	123	108	118	114	115
	計	731	716	706	693	701	693	689	700
	保 育 士 ・ 幼 稚 園 教 諭 上 記 以 外	209	204	201	197	190	192	193	186
公 営 企 業 等 会 計	病 院	108	106	105	100	96	98	101	106
	水 道	11	11	13	13	11	8	8	8
	下 水 道	20	19	17	18	9	9	8	8
	そ の 他 (国 保 等)	12	12	12	12	12	12	12	13
	計	151	148	147	143	128	127	129	135
総 合 計		882	864	853	836	829	820	818	835

③ 年齢別職員構成の状況（平成30年4月1日現在）

区分		20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数 (人)	男	0	14	37	47	18	23	32	46	37	27	32	5	318
	女	1	49	65	57	46	42	60	62	50	40	45	0	517
	計	1	63	102	104	64	65	92	108	87	67	77	5	835
構成比 (%)	男	—	4.4	11.6	14.8	5.6	7.2	10.1	14.5	11.6	8.5	10.1	1.6	100
	女	0.2	9.5	12.6	11.0	8.9	8.1	11.6	12.0	9.7	7.7	8.7	—	100
	計	0.1	7.5	12.2	12.5	7.7	7.8	11.0	13.0	10.4	8.0	9.2	0.6	100

第2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

平成 29 年度の普通会計決算における人件費の状況

住民基本台帳人口 (平成 30 年 3 月 31 日現在)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 (B/A)
92,134 人	39,824,129 千円	1,177,134 千円	5,328,722 千円	13.4

※人件費には、特別職給与、職員給与、各委員等報酬、議員報酬などを含んでいます。

(2) 職員給与費の状況

平成 29 年度の普通会計決算における職員給与費の状況

職員数	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
689 人	2,300,600 千円	345,934 千円	885,967 千円	3,532,501 千円

※職員手当には、退職手当を含んでいません。

※職員数は、平成 29 年 4 月 1 日現在の人数です。

(3) 職員の平均年齢及び平均給料月額等

平成 29 年 4 月 1 日現在における職員の平均年齢及び平均給料月額等の状況

① 一般行政職

	平均年齢	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)	平均給料月額
坂井市	41.8 歳	369,242 円	340,129 円	314,600 円
国	43.6 歳	—	410,719 円	330,531 円

② 技能労務職

	平均年齢	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)	平均給料月額
坂井市	51.2 歳	283,690 円	280,373 円	276,300 円
国	50.6 歳	—	328,360 円	286,833 円

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

※「平均給料月額」とは、職員の基本給の平均です。

国の数値は、給料減額特例措置後の額です。

(4) 職員の初任給の状況(平成 30 年 4 月 1 日現在)

区 分	坂 井 市	
一般行政職	大 学 卒	179,200 円
	高 校 卒	147,100 円
技能労務職	高 校 卒	144,500 円
	中 学 卒	144,500 円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成 30 年 4 月 1 日現在)

区 分	経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年	
一般行政職	大 学 卒	250,050 円	288,386 円	350,700 円
	高 校 卒	—	264,900 円	—
技能労務職	高 校 卒	—	237,267 円	262,633 円

(6) 一般行政職の級別職員数等の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	計
標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	主査 技師	主任	参事 課長補佐	課長	次長	部長	
職員数	180 人	114 人	95 人	108 人	134 人	22 人	14 人	10 人	677 人
構成比	26.6%	16.8%	14.0%	16.0%	19.8%	3.2%	2.1%	1.5%	100%

※坂井市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務階級名です。

(7) 職員手当等の状況

① 期末・勤勉手当（平成 29 年度支給割合）

区分	坂井市		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6 月期	1.225 月分	0.85 月分	1.225 月分	0.85 月分
1 2 月期	1.375 月分	0.95 月分	1.375 月分	0.95 月分
計	2.6 月分	1.8 月分	2.6 月分	1.8 月分
加算措置	職務の級による加算措置有		職務の級による加算措置有	

② 退職手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

区分	坂井市		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	・定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） ・退職時特別昇給なし		・定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）	

③ 特殊勤務手当

支給実績（平成 29 年度決算）	6,776 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 29 年度決算）	45,173 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成 29 年度）	25.0 %
手当の種類（手当数）	4

④ 特殊勤務手当の種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	感染症防疫作業に従事した職員	感染症の患者若しくは感染症の疑いのある患者を救護や、感染症の病原体の付着した物件の処理作業	日額 300 円
放射線取扱作業手当	放射線取扱作業に従事した職員	診療エックス線技師又はその助手がエックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業	日額 300 円
深夜看護手当	深夜看護に従事した職員	午後 3 時から深夜にかけて、又は深夜から午前 7 時までの病棟勤務	1 回 3,300 円
保育業務手当	保育所、幼稚園及び幼保園に勤務する職員	児童の保育業務	月額 4,000 円

⑤ 時間外勤務手当

支給実績（平成 29 年度決算）	162,720 千円
職員 1 人当たり平均支給年額	285 千円

⑥ その他の手当

手当名	内 容	国の制度と比較												
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 10,000 円 ・子 8,000 円 （職員に配偶者がいない場合はそのうち 1 人について、11,000 円） （満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末までの間にある子 1 人につき、5,000 円を加算） ・父母等 6,500 円 （職員に配偶者がいない場合はそのうち 1 人について、9,000 円）	国と同じ												
住居手当	賃貸住宅の場合、家賃が 12,000 円を超える場合に支給 ・家賃月額 23,000 円以下 → 家賃額 - 12,000 円 ・家賃月額 23,000 円を超え 55,000 円未満 （家賃額 - 23,000 円）× 1/2 + 11,000 円 ・家賃月額 55,000 円以上 → 27,000 円	国と同じ												
通勤手当	通勤のため交通機関、交通用具等を利用している職員に支給 交通機関利用者 運賃相当額 55,000 円 / 月を限度（6 箇月定期相当額） ・乗用車等を使用する場合（片道 2km 以上の場合） 距離数に応じて支給（2,000 円から 31,600 円まで）	国と同じ												
管理職手当	<table border="0"> <tr> <td>部長</td> <td>77,700 円</td> <td>課長</td> <td>58,000 円</td> </tr> <tr> <td>次長</td> <td>69,800 円</td> <td>参事</td> <td>43,200 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>保育所(幼保園)長</td> <td>30,000 円</td> </tr> </table>	部長	77,700 円	課長	58,000 円	次長	69,800 円	参事	43,200 円			保育所(幼保園)長	30,000 円	国と同じ
部長	77,700 円	課長	58,000 円											
次長	69,800 円	参事	43,200 円											
		保育所(幼保園)長	30,000 円											

(8) 特別職の報酬等の状況

区 分		給料月額等	期末手当
給 料	市 長	950,000 円	（平成 29 度支給割合） 6 月期 1.55 ヶ月 12 月期 1.75 ヶ月 合計 3.3 ヶ月
	副市長	780,000 円	
報 酬	議 長	490,000 円	
	副議長	420,000 円	
	議 員	400,000 円	

第3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 平成29年度における職員の勤務時間の状況

1週間の勤務時間	勤務時間	休憩時間
38時間45分	8:30～17:15	12:00～13:00

※公務の運営上、特別の形態によって勤務する必要のある職員は、上記以外の勤務時間の割振りによります。

休暇、休業制度の状況

職員の主な休暇、休業制度は次のとおりです。

種類	期間等	備考	
年次有給休暇	職員が請求したときに付与される休暇 1暦年において20日以内(20日を限度に繰越可)	平成29年度の取得状況 平均6.5日/人	
病気休暇	結核性疾患により長期療養を要する場合→1年以内 負傷又は上記以外の疾病により療養する場合→90日以内		
特別休暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる休暇	それぞれの休暇に応じた日数・時間	
主な特別休暇	子の看護等休暇	小学校就学の始期に達するまでの子の看護をする場合	1暦年5日以内
	産前休暇	出産予定日の8週間前から出産当日まで (多胎妊娠の場合は14週間)	
	産後休暇	出産の日の翌日から8週間	8週間
	結婚休暇	結婚に伴う行事等のため必要と認められる期間	連続する5日以内
	出産補助休暇	配偶者の出産の付添い等をする場合 (入院から出産後2週間までの期間内)	2日以内
	忌引休暇	職員の親族が死亡したとき	続柄に応じた日数
	夏季休暇	夏季における心身の健康の維持及び増進等	連続する3日以内
	ボランティア休暇	職員が社会貢献活動を行う場合	1暦年5日以内
介護休暇	規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により介護を必要とする場合→連続する6月以内	平成29年度の取得状況 1人	
育児休業	養育する子が3歳に達する日まで取得が可能	平成29年度の取得状況 男性職員1人 女性職員51人 (内新規取得者16人)	
育児時間	養育する子が小学校就学の始期に達する日まで正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて2時間を超えない範囲内で取得が可能	平成29年度の取得状況 5人	

※年次休暇については、平成29年1月1日から平成29年12月31日の取得状況です。

第4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の観点から、心身の故障などの事由により職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行う処分のことです。

平成 29 年度の分限処分の状況は次のとおりです。

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給
処分者数	0 人	0 人	9 人	0 人

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、公務における規律及び秩序を維持するため、法令違反や職務上の義務違反など公務員としてふさわしくない非行があった場合に行う処分のことです。

平成 29 年度の懲戒処分の状況は次のとおりです。

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職
処分者数	0 人	0 人	0 人	0 人

第5 職員のサービスの状況

(1) サービス遵守の概要

地方公務員法（以下（法）という。）第 30 条では、サービスの根本基準として、「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定されています。

さらに、職員には次のような義務、禁止及び制限などサービス上の強い制約が定められています。

- 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（法第 32 条）
- 信用失墜行為の禁止（法第 33 条）
- 秘密を守る義務（法第 34 条）
- 職務に専念する義務（法第 35 条）
- 政治的行為の制限（法第 36 条）
- 争議行為等の禁止（法第 37 条）
- 営利企業等の従事制限（法第 38 条）

(2) 職務専念義務免除の状況

「職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」（法第 35 条）とされています。ただし、職務に専念する義務の特例に関する条例により、研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合、その他任命権者が定める場合において、任命権者の承認を得て、職務専念義務が免除されることがあります。

平成 29 年度の職務専念義務免除の状況は次のとおりです。

区 分	免除件数	免除事由
平成 29 年度	18 件	研修を受ける場合等

(3) 営利企業等従事許可の状況

「職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、または報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。」（法第 38 条）とされています。

平成 29 年度の営利企業等従事許可（兼職承認含む）の状況は次のとおりです。

区 分	許可件数	従事内容
平成 29 年度	49 件	区長・農家組合長等

第6 職員の退職管理の状況

地方公務員法第38条の2及び第60条第4号から第6号の7の規定に基づき、現職職員は全体の奉仕者たる公務員として公正かつ公平な職務の執行に努め、また元職員は、市政全般における市民の信頼確保に努めるために、平成28年度に「坂井市職員の退職管理に関する規則」を制定し、離職後に営利企業等の地位に就いている元職員による現職職員への働きかけへの規制を行っています。

第7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の状況

地方公務員法第39条では、「職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない。」とされています。職員の資質の向上と社会情勢の変化や多様化する住民ニーズに対応するため、各種研修に参加させています。

平成29年度に実施した主な研修は次のとおりです。

① 庁内研修（市独自）

研修名（テーマ）	内 容	受講者数
人事評価制度（管理職員）	人事評価制度では公平公正な評価が重要であるため、評価者を対象に実践的研修を行い、評価のポイントの習得を図りました。	12人
人事評価制度（被評価者）	人事評価制度について、職員（入庁4年以下）がこの制度の目的を正しく理解し重要性を認識することにより、今後の坂井市における人事評価制度の構築・運用に向けて被評価者となる職員の意識改革と資質向上を目指すと共に人材育成を図りました。	135人
ワークライフバランス研修（管理職員）	管理職を対象とした研修を行い、イクボス事業に関する管理職の役割や働き方の見直しを行い、仕事と生活の調和がとれた職場づくりを行いました。	104人
働き方研修（課長補佐級職員）	課長補佐級職員を対象とした研修を行い、仕事の効率化や働き方の見直しを行い、組織の活性化に繋がりました。	71人
おもてなし研修	国体プレ大会従事職員を対象におもてなし研修を実施しました。	198人

② 委託研修（福井県自治研修所）

研修名	内 容	受講者数
新規採用職員研修（事務職）（前期・中期・後期）	新規に採用された職員を対象	前期 21人 中期 21人 後期 21人
新規採用職員研修（保育職）	新規に採用された職員を対象	10人
新規採用職員研修（医療技術）	新規に採用された職員を対象	2人
ステップ1研修	平成29年4月1日現在25歳の職員を対象	19人
ステップ2研修	平成29年4月1日現在30歳の職員を対象	12人
ステップ3研修	平成29年4月1日現在35歳の職員を対象	4人

研修名	内 容	受講者数
ステップ4研修	平成29年4月1日現在40歳の職員を対象	10人
新任課長補佐級研修	新たに課長補佐級に昇任した職員を対象	12人
新任管理職研修	新たに参事に昇任した職員を対象	25人
課長級職員研修	新たに課長に昇任した職員を対象	10人
異業種交流研修	県・市町・民間企業合同研修	2人
行政経営戦略研修	県・市町合同研修	1人
パワーアップ研修	地方公会計と財務諸表の作り方・読み方、民法(総則)、説明力向上、地方自治法、プレゼンテーション、行政法、後輩育成(メンター)、政策法務、女性キャリア①②、人間関係学(アサーティブ・コミュニケーション)、地方創生戦略、民法(債権)、判断・決断力向上、ハードクレーム、相手を納得させる交渉力強化、資料作成技法(図鑑編・文章編)、部下力(フォローアップ)、会議運営能力向上、客観的・論理的思考法、地域力発揮、仕事の効率化とタイムマネジメント、トヨタ式業務改善「見える化」、SNSに係る情報発信とマネジメント、広報写真撮影、危機管理、提訴法務、政策提案に活かす統計学、経済知識、メンタルマネジメント・レジリエンス、訴訟法務、広報物作成、英語、Eラーニング 全35研修	215人

③ その他の研修機関

研修機関	内 容	受講者数
自治大学校	一般研修第2部	1人
	税務専門課程	1人
市町村職員中央研修所	使用料等の債権回収	1人
	生活保護と自立支援対策	1人
	住民税課税事務	2人
全国市町村国際文化研修所	社会法人制度改革と自治実務	1人
	全国地域づくり人材塾	1人
	自治体の中小企業支援	1人
	インバウンドによる地域経済の活性化	1人
日本経営協会	行政評価の基本と活用講座	1人
	行政管理講座	2人
	地方公営企業の消費税・会計処理の実務	1人
	地方自治監査業務の効率的な処理実務	1人
	選挙管理事務の基本実務	1人
	社会福祉法人への指導監査の基本実務	2人
	入札制度をめぐる諸問題の克服策・効果的な運用の進め方	1人
県総務部市町振興課	広報誌等研修	1人
	人材育成等専門家等による講演会	7人
	メンタルヘルス研修	3人
地方自治研究機構	女性地方公務員活躍推進実務講習会	1人

研修名	内 容	受講者数
全国社会福祉協議会	災害ボランティアセンター運営研修	1人
国立女性教育会館	学習オーガナイザー養成研修	1人
福井市職員課	トップランナーセミナー	3人

④ 自主研修

研修内容	区 分	研修者数
坂井市宣伝動画制作委員会～うららのまちを伝えねば～	グループ	8人

(2) 勤務成績の評定の状況

職員の職務に対する意欲を高めて組織の活性化を図るとともに、行政ニーズに即応できる人材を育成するため、職員の勤務実績及び能力を的確に把握し、公正に評価する「人事評価制度」を実施しています。平成30年度は、人事評価の処遇への反映に向けて、反映基準などの整備を行います。

第8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理に関する主要事業の実施状況（平成29年度）

職員の健康維持と疾病予防のため労働安全衛生法第66条及び労働安全衛生規則第44条の規定に基づき、職員の健康診断を実施するとともに、希望職員に対しての各種がん検診の実施や人間ドック受診者への費用の一部助成も行っています。

なお、身体面での健康管理だけでなく、職場環境の変化や業務遂行における環境の変化等から、職員のメンタルヘルスの必要性が高まっており、心理カウンセリング事業を実施することにより、職員の心身両面にわたる健康の保持に努めています。

平成29年度職員健康診断及びがん検診受診状況

種 類	受診者数	種 類	受診者数
定期健康診断	572人	胃がん検診	54人
人間ドック（1日）	99人	乳がん検診	102人
人間ドック（2日）	62人	子宮がん検診	62人
人間ドック（脳）	63人	前立腺がん検診	55人
		大腸がん検診	443人
		胃がんリスク検査	64人

定期健康診断受診率 96.5%

(2) 職員の福利厚生事業の状況

① 共済制度の状況

職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。共済制度を運用し、実施する主体は福井県市町村職員共済組合です。

共済組合では、組合員及びその家族の生活の安定と福祉の向上と職務の能率的運営に資することを目的として、病気・ケガ・出産・死亡・休業または災害などに対して必要な給付を行う「短期給付事業」、退職、障害または死亡に対して年金などの給付を行う「長期給付事業」、健康保持増進や住宅資金等の貸付けを行う「福祉事業」の大きく分けて3つの事業を行っています。

なお、制度実施のため必要な財源は職員の掛金(1/2)と使用者である市の負担金(1/2)によって賄われています。

②市における福利厚生制度に係る市の負担状況

市においては、地方公務員法第 42 条に基づき、職員の福利厚生事業を「坂井市職員互助会」に付託し、慶弔互助事業(職員の会費)、福利厚生・親睦慰安事業、健康づくり・健康管理事業などを実施しています。

会員数：826 人

会員掛金額：14,885,708 円（給料月額×0.5/100×12 ヶ月）

事業主負担金：2,658,805 円（給料月額(H29.4 月)×0.09/100×12 ヶ月）

1 人あたりの公費負担額：3,218 円

補助対象経費に対する公費負担率：20.0%

平成 29 年度の坂井市職員互助会の事業状況は次のとおりです。

事業	主な内容	平成 29 年度実績	公費負担額	公費負担率
福利厚生 親睦慰安 事業	共通利用券制度	10,800 枚	2,658,805 円	20.0%
	福利厚生事業	661 人		
	親睦事業	170 人		
	部活動補助事業	8 部		
	全員参加型イベント	397 人		
慶弔事業	結婚祝金 20,000 円	26 件	0 円	0%
	出産祝金 10,000 円	30 件		
	死亡弔慰金 5,000 円～100,000 円	32 件		
	病気見舞金 10,000 円	15 件		
	退会者餞別 10,000 円～50,000 円	33 件		
	災害見舞金 その都度協議	0 件		

平成 30 年度においても同程度の事業を予定しています。

③公務災害補償制度の状況

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害及び死亡）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填（補償）と、被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業（福祉事業）を行うことを目的としています。具体的には、地方公務員法第 45 条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。

平成 29 年度の公務災害の認定の状況は次のとおりです。

区分	認定件数			
	負傷	疾病	計	総合計
公務災害	9	0	9	12 件
通勤災害	3	0	3	

第 9 公平委員会の業務の状況

公平委員会は、地方公務員法第 7 条第 3 項の規定に基づいて設置された行政委員会です。

職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するため、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置要求を審査し、必要な措置を講ずることや、職員の不利益処分についての不服申立てに対する裁決または決定を行うことを主な仕事としています。

また、職員からの苦情相談に関することも公平委員会の仕事です。

平成 29 年度に公平委員会に訴えられた案件は、次のとおりです。

業務種別	件数
勤務条件に関する措置の要求	0 件
不利益処分に関する不服申立て	0 件